

令和8年第8回 鞍手町農業委員会総会議事録

注1：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

注2：この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●表記としています。

■開催日時

令和8年8月10日（月）午後1時30分から

■開催場所

鞍手町役場 大会議室

■出席委員 13名（☒は出席委員）

欠席委員 0名（☐は欠席委員）

☒ ① 栗田 美和	☒ ② 安永 洋一	☒ ③ 幸田 剛	☒ ④ 筒井 浩一
☒ ⑤ 遠藤 幸男	☒ ⑥ 深草 雄介	☒ ⑦ 島仲 繁雄	☒ ⑧ 古野 久和
☒ ⑨ 田中 勉	☒ ⑩ 香月 宏一	☒ ⑪ 白石 信幸	☒ ⑫ 浦部 篤
☒ ⑬ 会長 小長光 隆			

■農業委員会事務局

局長 大村 俊夫

次長 岩崎 一宜

■議案目次

議案第19号	農地法第3条の規定による許可申請	1件
議案第20号	農用地利用集積等促進計画（利用権設定）	5件
報告	農地法第3条の3の規定による届出書	3件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知書（賃貸借の合意解約）	3件
報告	農地転用許可後の工事進捗状況報告書・工事完了報告書	3件

■会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、令和8年第8回鞍手町農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は13名で、会議は成立いたします。

本日の議事録署名委員は3番の幸田剛委員と4番の筒井浩一委員の2名を指名いたします。

議案は事前配布をしております。事務局長より議案の朗読及びその他の報告をいたします。

局 長 それでは議案の朗読をさせていただきます。(議案第19号から第20号の朗読)

以上が本日の議案であります。

続きまして報告事項として、8ページから9ページのとおり、農地法第3条の3の規定による届出書が3件提出されています。次に10ページから11ページのとおり、農地法第18条第6項の規定による通知書(賃貸借の合意解約)が3件提出されています。最後に12ページから13ページのとおり、農地転用許可後の工事進捗状況報告書が2件、工事完了報告書が1件提出されています。

続きまして来月の日程ですが、第一分科会による事前審査を令和8年9月10日、木曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を令和8年9月11日、金曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しています。

以上でございます。

会 長 それでは議案審議に移ります。

～ 各議案の議事録は別紙 ～

会 長 本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。
何かご意見等はありませんでしょうか。

無いようですので、私から1つ報告をさせていただきます。

先月の総会で審議しました農地法第5条申請についてですが、地元に対する説明会が終わってから申請者と何度か話をしてきました。いろいろな話をする中で、最終的に現在の事業計画を取りやめにするということを申請者から言われました。先月の総会でも皆さんから意見が出ておりましたし、ご心配もおかけしましたが、そういったことになりましたので、ご報告しておきます。それでは、これをもちまして農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議事録署名委員 幸田 剛
筒井 浩一

会議名		令和 8 年第 8 回鞍手町農業委員会総会				日程	令和 8 年 8 月 10 日	
						場所	鞍手町役場 大会議室	
☑出席 □欠席	1	☑ 栗田 美和	2	☑ 安永 洋一	3	☑ 幸田 剛		
	4	☑ 筒井 浩一	5	☑ 遠藤 幸男	6	☑ 深草 雄介		
	7	☑ 島仲 繁雄	8	☑ 古野 久和	9	☑ 田中 勉		
	10	☑ 香月 宏一	11	☑ 白石 信幸	12	☑ 浦部 篤		
	会長	☑ 小長光 隆						
会 長	議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件を議題としますが、議事参与の制限により●●●●委員は退席をお願いします。							
	(●●●●委員 退室)							
会 長	事務局より議案の説明をします。							
事務局長	議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件。 1 件目。譲受人、●●●●。譲渡人、●●●●、外●名。 申請農地は大字古門●●●●番、外●筆。地目は登記、現況ともに田。合計面積 1,358 ㎡。申請理由は売買による所有権移転です。譲受人の耕作面積は 117,148.03 ㎡で、主要な農機具等も所有しており、当該農地は譲受人の営農のために使用されるため、許可要件を満たすと考えられます。 以上で説明を終わります。							
会 長	本案については、第一分科会にて事前審査をしておりますので、第一分会長の審査報告を求めます。第一分科会長、幸田剛君。							
分科会長	はい。議案第 19 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件。上記の議案について、8 月 7 日に第一分科会を開催し、審査の結果、申請どおり承認することに決しました。 以上、報告します。令和 8 年 8 月 10 日、第一分科会長、幸田剛。							
会 長	ただ今、第一分科会から審査報告がありましたが、質疑、質問等はありませんか。							
	(質疑・質問なし)							
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。							
	(意見なし)							
会 長	意見も無いようですので、第一分科会の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。							
	〔「異議無し」の声あり〕							
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 19 号は申請のとおり許可することに決定しました。							
	(●●●●委員 入室)							

会議名	令和 8 年第 8 回鞍手町農業委員会総会				日程	令和 8 年 8 月 10 日	
					場所	鞍手町役場 大会議室	
☑出席 □欠席	1	☑ 栗田 美和	2	☑ 安永 洋一	3	☑ 幸田 剛	
	4	☑ 筒井 浩一	5	☑ 遠藤 幸男	6	☑ 深草 雄介	
	7	☑ 島仲 繁雄	8	☑ 古野 久和	9	☑ 田中 勉	
	10	☑ 香月 宏一	11	☑ 白石 信幸	12	☑ 浦部 篤	
	会長	☑ 小長光 隆					
会 長	議案第 20 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 5 件を議題としますが、議事参与の制限により●●●●委員は退席をお願いします。						
	(●●●●委員 退室)						
会 長	事務局より議案の説明をします。						
事務局長	議案第 20 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 5 件。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に基づき、農業委員会の意見を求められているものです。 議案書の 3 ページから 7 ページに各筆明細を記載しております。 1 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字古門●●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 10,115 m²。 2 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字新延●●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 2,960 m²。 3 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字八尋●●●番、外●筆。現況地目は畑、及び、田。合計面積 1,876 m²。 4 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字八尋●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 8,881 m²。 5 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。 申請農地は大字小牧●●●●番。現況地目は田。面積 1,181 m²。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号の要件を満たしていると考えられます。 以上で説明を終わります。						
会 長	本案については、第一分科会にて事前審査をしておりますので、第一分科会長の審査報告を求めます。第一分科会長、幸田剛君。						
分科会長	はい。議案第 20 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 5 件。上記の議案について、8 月 7 日に第一分科会を開催し、審査の結果、特に問題無しとすることに決定しました。 以上、報告します。令和 8 年 8 月 10 日、第一分科会長、幸田剛。						
会 長	ただ今、第一分科会から審査報告がありましたが、質疑、質問等はありませんか。						
	(質疑・質問なし)						
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。						
	(意見なし)						

会 長	意見も無いようですので、第一分科会の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。
	(「異議無し」の声あり)
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 20 号は第一分科会の報告のとおり、町長へ回答することに決定しました。
	(●●●●委員 入室)